

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成25年9月定例府議会に提出された次の議案（平成25年12月追加提出分）について、本来であれば、教育委員会の議決により意見を決定すべきものである。

しかし、知事への回答期限が短く、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、各教育委員に個別に内諾を得た上で、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成25年12月17日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立中河内・南河内地域支援学校（仮称）増築その他工事）
- 2 工事請負契約締結の件（大阪府立中河内・南河内地域支援学校（仮称）増築その他機械設備工事）

○条例案

- 1 政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例制定の件
- 2 労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例制定の件
- 3 職員の政治的行為の制限に関する条例制定の件
- 4 職員の給与に関する条例一部改正の件
- 5 職員の退職管理に関する条例及び職員基本条例一部改正の件
- 6 大阪府立学校条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

	件名	概要
1	工事請負契約締結の件 (大阪府立中河内・南河内地域支援学校(仮称)増築その他工事)	大阪府立中河内・南河内地域支援学校(仮称)増築その他工事請負契約 契約金額15億675万円 請負者 株式会社NIPPON
2	工事請負契約締結の件 (大阪府立中河内・南河内地域支援学校(仮称)増築その他機械設備工事)	大阪府立中河内・南河内地域支援学校(仮称)増築その他機械設備工事請負契約 契約金額5億4,915万円 請負者 日比谷総合設備株式会社

○条例案

	件名	概要
1	政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例制定の件	知事、副知事その他職員が政治的行為であると疑われるおそれのある行為を職務として行うことを制限することにより、公務の政治的中立性を確保し、もって府政に対する府民の信頼の向上に資するため、必要な事項を定める。 施行日：平成26年4月1日
2	労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例制定の件	適正かつ健全な労使関係の維持及び向上を図り、もって公務の能率の増進及び府政に対する府民の信頼の向上に資するため、府と職員団体等との交渉等に関し必要な事項を定める。 施行日：平成26年4月1日
3	職員の政治的行為の制限に関する条例制定の件	職員の政治的中立性を保障することにより、府の行政の公正な運営を確保し、府政に対する府民の信頼の向上に資するため、職員に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定める。 施行日：平成26年4月1日
4	職員の給与に関する条例一部改正の件	大規模災害からの復興に関する法律の制定に伴い、大規模災害による被害を受けて復興計画の作成等を行うために本府の要請に応じて派遣された職員に対して災害派遣手当を支給するため、所要の改正を行う。 施行日：公布の日
5	職員の退職管理に関する条例及び職員基本条例一部改正の件	再就職規制等について、公務の公正性と透明性をより一層確保するため、所要の改正を行う。 施行日：平成26年4月1日
6	大阪府立学校条例一部改正の件	府立支援学校施設整備基本方針等に基づき、府立泉南支援学校及び府立すながわ高等支援学校を設置するとともに、府立佐野支援学校砂川校を廃止する。 施行日：平成26年1月1日ほか

第51号議案

工事請負契約締結の件

大阪府立中河内・南河内地域支援学校（仮称）増築その他工事請負契約を次のとおり締結する。

平成25年12月5日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

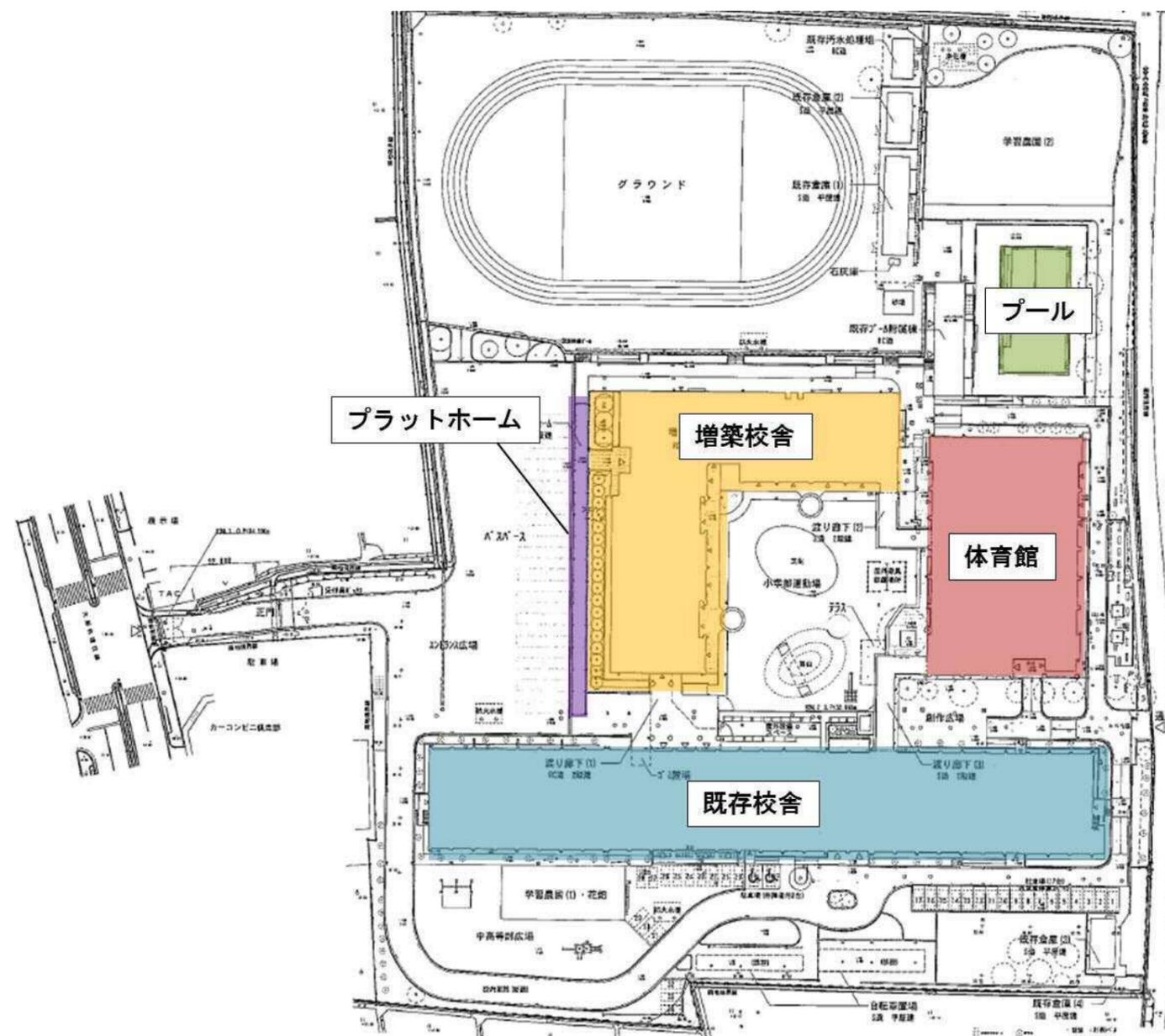
契約金額 1,506,750,000円

請負者 住所 東京都中央区京橋一丁目19番11号

名称 株式会社NIPPON 執行役員関西支店長 小 迫 一 博

大阪府立中河内・南河内地域支援学校（仮称）増築その他工事

1 工事場所	羽曳野市西浦二丁目		
2 主要用途	学校（特別支援学校）		
3 構造	増築校舎	鉄筋コンクリート造	
	既存校舎	鉄筋コンクリート造	
	既存体育館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
	プール付属棟	鉄筋コンクリート造	
4 階数	増築校舎	地上2階	
	既存校舎	地上4階	
	既存体育館	地上3階	
	プール付属棟	平屋建	
5 敷地面積	31,315.09㎡		
6 建築面積	【増築・新築】面積	2,555.88㎡	
	【改修・移築】面積	5,086.34㎡	
	合計	7,642.22㎡	
7 延床面積	【増築・新築】面積	4,015.87㎡	
	【改修・移築】面積	14,381.62㎡	
	合計	18,397.49㎡	



【予定価格】 1,548,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

【契約金額】 1,506,750,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【完成予定年月日】 平成27年2月20日予定

【請負者】

大阪府中央区船越町2-4-12

株式会社 NIPPO 関西支店

執行役員支店長 小迫 一博

第52号議案

工事請負契約締結の件

大阪府立中河内・南河内地域支援学校（仮称）増築その他機械設備工事請負契約を次のとおり締結する。

平成25年12月5日提出

大阪府知事 松 井 一 郎

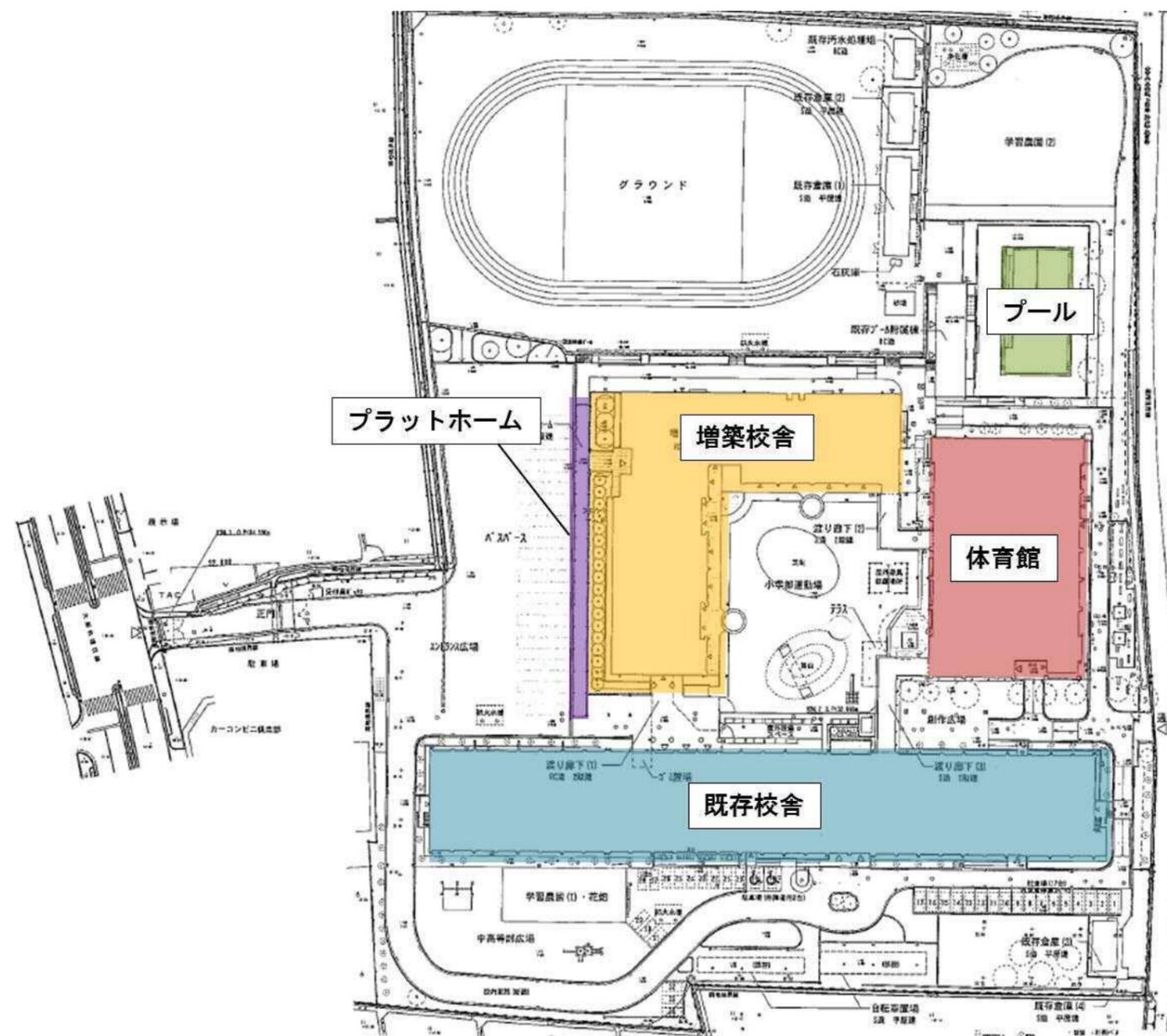
契約金額 549,150,000円

請 負 者 住 所 東京都港区芝浦四丁目2番8号

名 称 日比谷総合設備株式会社 取締役執行役員大阪支店長 下 田 敬 介

大阪府立中河内・南河内地域支援学校（仮称）増築その他機械設備工事

1 工事場所	羽曳野市西浦二丁目		
2 主要用途	学校（特別支援学校）		
3 構造	増築校舎	鉄筋コンクリート造	
	既存校舎	鉄筋コンクリート造	
	既存体育館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	
	プール付属棟	鉄筋コンクリート造	
4 階数	増築校舎	地上2階	
	既存校舎	地上4階	
	既存体育館	地上3階	
	プール付属棟	平屋建	
5 敷地面積	31,315.09㎡		
6 建築面積	【増築・新築】面積	2,555.88㎡	
	【改修・移築】面積	5,086.34㎡	
	合計	7,642.22㎡	
7 延床面積	【増築・新築】面積	4,015.87㎡	
	【改修・移築】面積	14,381.62㎡	
	合計	18,397.49㎡	



【予定価格】 599,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

【契約金額】 549,150,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

【完成予定年月日】 平成27年2月20日予定

【請負者】

大阪府中央区博労町2-1-13 アーバンネット本町ビル

日比谷設備株式会社 大阪支店

取締役執行役員支店長 小迫 一博

政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例（概要）

政策企画部秘書課

■ 制定の理由

- ・本府が行政運営において組織的に政治的活動を行っているとの疑いを府民に与えることがないようにするため、知事、副知事その他職員が政治的行為であると疑われるおそれのある行為を職務として行うことを制限することにより、将来に向けての不適正な行為を防止するとともに、公務の政治的中立性を確保し、もって府政に対する府民の信頼の向上に資するため本条例を制定するもの。

■ 制定の内容

- ・府知事選挙、任期満了の90日前から選挙の日まで、下記の行為を職務として行うこと、また、管理監督下の職員に対して命ずることを制限
 - (1) 政策的な主張に関する広報活動
 - (2) 広報活動における知事等の写真、似顔絵等又は氏名の利用
 - (3) 府主催又は共催の集会等への知事の出席
 - (4) 広く集会等での知事等の政策的な主張を内容に含む挨拶
 - (5) 府主催又は共催の集会等での知事メッセージの再生
 - (6) 広く集会等での知事等の政策的な主張を内容に含むメッセージの再生違反する行為があった場合は、懲戒処分を適正に行う。

■ 施行期日

- ・平成26年4月1日

■ 政策アセスメント・制度間調整

（関連条例）

- ・職員の政治的行為の制限に関する条例（所管：総務部人事局人事課）
- ・労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例（所管：総務部人事局企画厚生課）

（参考）平成24年9月定例会において、本条例と同様の条例案が議員提案されており、現在継続審議中である。

政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、府が行政運営において組織的に政治的活動を行っていると
の疑いを府民に与えることがないようにするため、知事、副知事その他職員が
政治的行為であると疑われるおそれのある行為を職務として行うことを制限す
ることにより、公務の政治的中立性を確保し、もって府政に対する府民の信頼
の向上に資することを目的とする。なお、市町村立学校職員給与負担法（昭和
二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員のうち、地方公
務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三条第二項
に規定する一般職に属するものについては、公務の政治的中立性が確保される
よう適正に対処するものとする。

(遵守事項)

第二条 次に掲げる者は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定
する公職の選挙において特定の人を支持し、又はこれに反対するために職務上
の組織若しくは権限又は影響力を用いること等の府民の疑惑や不信を招くよう
な行為を職務として行つてはならない。

一 知事

二 副知事

三 特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成十六年大阪府条例第四号）

第二条第二項に規定する秘書（以下「特別秘書」という。）

四 職員（府の職員（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第

二項に規定する地方警察職員を除く。）のうち、法第三条第二項に規定する一
般職に属する職員に限る。以下同じ。）

(活動の制限)

第三条 知事は、その任期満了の前九十日に当たる日から当該任期満了による
選挙の期日までの間（当該任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生
じたとき（当該選挙について公職選挙法第三十四条第四項の規定の適用がある
場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第一項に規定する最も
遅い事由が生じたとき）にあつては、その旨を大阪府選挙管理委員会が告示し
た日の翌日から当該選挙の期日までの間。以下「一定期間」という。）において、
次に掲げる行為を職務として行つてはならない。

一 知事又は知事の職の候補者若しくは当該職の候補者となろうとする者（以
下「知事等」という。）の政策的な主張に関する広報活動を行うこと。

二 広報活動において知事等の写真、似顔絵その他の図画又は氏名を用いるこ
と。

三 府が主催し、又は共催する集会等（不特定多数の者が参加する集会、催し
その他の行事をいう。以下同じ。）に出席すること。

四 集会等において、知事等の政策的な主張を内容に含む挨拶をすること。

五 第一号、第二号及び前号に掲げる行為を、副知事、特別秘書又は職員（以

下「副知事等」という。) に対し、職務として行うよう命ずること。

六 府が主催し、又は共催する集会等において、録音され、又は録画された知事の挨拶の音声又は映像を再生することを、副知事等に対し、職務として行うよう命ずること。

七 集会等において、録音され、又は録画された知事等の政策的な主張を内容に含む知事又は副知事等の挨拶の音声又は映像を再生することを、副知事等に対し、職務として行うよう命ずること。

2 副知事等は、一定期間において、次に掲げる行為を職務として行ってはならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる行為

二 府が主催し、又は共催する集会等において、録音され、又は録画された知事の挨拶の音声又は映像を再生すること。

三 集会等において、録音され、又は録画された知事等の政策的な主張を内容に含む知事又は副知事等の挨拶の音声又は映像を再生すること。

四 前三号に掲げる行為を、その管理し、又は監督する職員に対し、職務として行うよう命ずること。

(懲戒)

第四条 任命権者は、職員が前条第二項の規定に違反する行為を行った場合は、法第二十九条の規定により、懲戒処分を適正に行うものとする。この場合において、当該職員とした行為のほか、その職責、他の職員又は社会に与える影響等を総合的に考慮するものとする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例（概要）

総務部人事局企画厚生課

■制定の理由

府と職員団体等との交渉等に関し、将来に向けて不適正な行為を未然に防止する観点から、適正かつ健全な労使関係の維持及び向上を図るため、本条例を制定するもの。

■制定の内容

（1）交渉事項等の明確化

職員団体等との交渉の対象となる事項（交渉事項）及び職員団体等との交渉の対象とすることができない事項（管理運営事項）を明確化する。

（2）交渉内容等の公表

職員団体等との交渉に当たり、事前に議題等を公表するとともに、交渉後に交渉の内容を公表するものとする。

（3）便宜供与の原則禁止

府が職員団体等の組合活動に関して便宜を供与することを原則として禁止する。

（4）その他

その他職員団体等との交渉に関して必要な事項を定める。

■施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

（理由：職員団体等への周知期間）

■政策アセスメント・制度間調整

教育委員会及び人事委員会と調整済み。

労使関係における職員団体等との交渉等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、府と職員団体等との交渉等に関し必要な事項を定めることにより、適正かつ健全な労使関係の維持及び向上を図り、もって公務の能率の増進及び府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「職員団体等」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第五十二条第一項に規定する職員団体（以下「職員団体」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項において準用する同法第五条第二項に規定する労働組合（以下「労働組合」という。）並びに職員団体と労働組合の連合体であつて、職員（府の職員（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。）又は市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下同じ。）をその構成員に含むものをいう。

(交渉事項)

第三条 府と職員団体等との交渉の対象となる事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 給料その他の給与、勤務時間、休憩、休日及び休暇に関する事項
- 二 分限及び懲戒の処分、昇任、降任（分限に係るものを除く。）並びに転任の基準に関する事項
- 三 職員の安全、衛生及び災害補償に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、勤務条件に関する事項及びこれに附帯する社会的又は厚生の活動を含む適法な活動に係る事項
- 五 交渉の手續その他府と職員団体等との交渉に当たり必要な事項

(管理運営事項)

第四条 府は、次に掲げる事項（以下「管理運営事項」という。）について、職員団体等と交渉その他これに類する行為を行つてはならない。ただし、職員団体等との交渉において必要な範囲内で管理運営事項（第八号に掲げる事項を除く。）について説明を行うことを妨げない。

- 一 条例の企画、立案及び提案に関する事項
- 二 施策の企画、立案及び執行に関する事項
- 三 職務命令に関する事項
- 四 不服申立て及び訴訟に関する事項
- 五 府の組織に関する事項
- 六 職制の制定及び改廃に関する事項
- 七 職員の定数及び配置に関する事項
- 八 分限及び懲戒の処分、採用、退職、昇任、降任（分限に係るものを除く。）、転任その他の任命権の行使に関する事項
- 九 勤務成績の評定に係る制度の企画、立案及び実施に関する事項

十 予算の編成に関する事項

十一 府税、使用料、手数料その他の債権の賦課徴収又は回収若しくは整理に関する事項

十二 財産の取得、管理若しくは処分又は施設の設置、管理若しくは廃止に関する事項

十三 法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲の決定に関する事項

十四 前各号に掲げるもののほか、府の機関がその職務権限に基づいて行う事務の処理に関する事項

(交渉議題等の取決め)

第五条 府と職員団体等との交渉に当たっては、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。

2 前項の場所は、効率的に交渉を行うことができる場所とするものとする。

(交渉内容の公表等)

第六条 府は、職員団体等と交渉（当該交渉の対象となる事項に関する事前の調整に当たるものとして規則で定める交渉を除く。以下この項及び次項において同じ。）を行う場合は、原則として交渉の日の二日前までに、議題、日時及び場所を公表するものとする。

2 府と職員団体等との交渉は、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）に対し公開するものとする。

3 府は、職員団体等と交渉（前条第一項の規定により交渉に必要な事項を取り決めるために行う協議等を含む。以下この項及び次項において同じ。）を行ったときは、速やかに、当該交渉の内容を公表するものとする。

4 府は、交渉に当たり任命権者又は市町村教育委員会が法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除した回数及び時間を、毎年、公表するものとする。

(便宜供与)

第七条 府は、職員団体等の組合活動に関する便宜の供与を原則として行わないものとする。

(適正かつ健全な労使関係の維持及び向上)

第八条 府は、適正かつ健全な労使関係の維持及び向上に努め、そのための適切な措置を必要に応じて講じなければならない。

(書類等の提出)

第九条 人事委員会は、法第五十三条第一項の登録を受けた職員団体が引き続き当該登録の要件に適合しているかどうかを確認するために必要と認められる限度において、法第八条第六項の規定により、職員団体に対して関係書類又はその写しの提出を求めることができる。

(懲戒)

第十条 任命権者は、職員がこの条例の規定に違反する行為を行った場合は、法第二十九条の規定により、懲戒処分を適正に行うものとする。この場合におい

ては、当該職員のした行為のほか、その職責、他の職員又は社会に与える影響等を総合的に考慮するものとする。

(規則への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例(第九条を除く。)の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

職員の政治的行為の制限に関する条例（概要）

総務部人事局人事課

■ 制定の理由

将来に向けての問題事案の発生の未然防止の観点から、地方公務員法（以下「法」という。）第36条第2項第5号の規定に基づき、職員に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定め、職員の政治的中立性を保障することにより、府の行政の公正な運営を確保し、府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的として条例を制定するもの。

■ 制定の内容

（1）制限する特定の政治的行為の明確化

法第三十六条第二項第五号の規定に基づき、職員が禁止または制限される政治的行為を定める。

（2）その他

職員の政治的行為の制限に関してその他必要な事項を定める。

■ 施行期日

平成26年4月1日（理由：職員等への周知期間が必要であるため。）

■ 政策アセスメント・制度間調整

教育委員会及び人事委員会と調整済み。

（教育委員会）H25.11.27に地教行法第29条による意見聴取を実施予定

（人事委員会）各委員に情報提供済

職員の政治的行為の制限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、職員（府の職員（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員を除く。）のうち地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十六条の規定の適用を受ける職員に限る。この条後段を除き、以下同じ。）に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定め、職員の政治的中立性を保障することにより、府の行政の公正な運営を確保し、府政に対する府民の信頼の向上に資することを目的とする。なお、府立学校の職員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十八条第一項（教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員に限る。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員のうち法第三条第二項に規定する一般職に属するものについては、関係法令等の規定に基づき、適正に対処するものとする。

(政治的行為の定義)

第二条 法第三十六条第二項第五号の条例で定める政治的行為は、次に掲げる政治的行為とする。

- 一 政治的目的のために職名、職権その他公私の影響力を利用すること。
- 二 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費その他の金品を職員に与え、又は支払うこと。
- 三 政党その他の政治的団体の機関紙である新聞その他の刊行物を発行し、編集し、若しくは配布し、又はこれらの行為を援助すること。
- 四 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。
- 五 集会その他多数の人に接し得る場所で、又は拡声機、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
- 六 政治的目的を有する署名若しくは無署名の文書、図画、音盤若しくは形象を発行し、回覧に供し、掲示し、配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること。
- 七 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。
- 八 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、襟章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること。
- 九 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に規定するものを着用し、又は表示すること。
- 十 いかなる名称又は形式によるかを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる

行為をすること。

(府の区域外から行う政治的行為)

第三条 職員が電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により府の区域外から府の区域内に宛てて行った法第三十六条第二項第一号から第三号まで及び前条各号に掲げる政治的行為は、府の区域内において行われたものとする。

(懲戒)

第四条 任命権者は、職員が法第三十六条第一項若しくは第二項の規定に違反して政治的行為を行った場合又は同条第三項に規定する行為を行った場合は、法第二十九条の規定により、懲戒処分を適正に行うものとする。この場合においては、当該職員のした行為のほか、その職責、他の職員又は社会に与える影響等を総合的に考慮するものとする。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

- ・大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の施行に伴い、災害派遣手当に関し、所要の改正を行う。

■改正の内容

- ・大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、大規模災害による被害を受けて復興計画を作成等する際に、本府の要請に応じて各関係機関から派遣される職員に対し、災害派遣手当を支給できるよう職員の給与に関する条例第20条第1項の改正を行う。

■施行期日

- ・公布の日から施行する。
（理由）大規模災害からの復興に関する法律がすでに施行（平成25年8月20日）されていることから、速やかに施行させる必要があるため。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・なし

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（災害派遣手当） 第二十条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において読み替えて準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項に規定する職員で、住所又は居所を離れて府の区域内に滞在するものに対して支給する。</p> <p>二 災害派遣手当の日額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、六千六百二十円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。</p>	<p>（災害派遣手当） 第二十条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する職員で、住所又は居所を離れて府の区域内に滞在するものに対して支給する。</p> <p>二 災害派遣手当の日額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、六千六百二十円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職管理に関する条例及び職員基本条例の一部を改正する条例（概要）

総務部人事局人事課

■改正の理由

条例に基づき退職管理を運用してきた中で、再就職規制等について、さらなる厳格化が求められていることを踏まえ、公務の公正性と透明性をより一層確保するため。

■改正の内容

- (1) 職員が、再就職者からの要求又は依頼に応じて職務上の不正な行為をする（相当の行為をしない）ことを禁止する。（職員の退職管理に関する条例第3条関係）
- (2) 管理職又は勤続期間が20年以上の退職者に対し、退職後5年間、再就職先の名称等を届け出ることを義務付ける。（職員の退職管理に関する条例第7条関係）
- (3) 再就職禁止法人として、管理職又は勤続期間が20年以上の退職者が離職前5年間に携わった行政処分に関する事務についての職務に関係のある法人を追加する。（職員基本条例第32条関係）
- (4) 人材バンク制度を利用する場合等を出資法人等への再就職禁止の適用除外から削除するとともに、出資法人等への再就職について事前に知事の承認を得るものとする。（職員の退職管理に関する条例第10条、職員基本条例第32条関係）
- (5) 出資法人等の役員等の地位に知事が推薦する場合について、再就職のあっせん禁止の適用除外から削除する。（職員の退職管理に関する条例第11条、職員基本条例第33条関係）
- (6) 違反行為に係る人事監察委員会への通報について規定するとともに、通報者に不利益な取扱いを行うことを禁止する。（職員基本条例第35条、第40条関係）

■施行期日

平成26年4月1日

（職員、職員であった者及び再就職禁止法人に対して規制内容を周知する期間が必要なため）

■政策アセスメント・制度間調整

- ・大阪府人事監察委員会の意見聴取済
- ・大阪地方検察庁に対して協議不要である旨確認済（内容変更ではないため）
- ・職員基本条例に基づく出資法人等への再就職の禁止に関する規則の改正
- ・大阪府人事監察委員会規則の改正
- ・通報者が不利益取扱いを受けたときの措置等を定める新たな規則の制定
- ・人事委員会が職員の退職管理に関する規則の改正を行う予定

大阪府条例第 号

職員の退職管理に関する条例及び職員基本条例の一部を改正する条例
(職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職管理に関する条例(平成二十三年大阪府条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(再就職者による依頼等の規制)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、府の執行機関の組織等の職員に対し、府と営利企業等(当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であって府においてその締結について自らが決定したもの又は府による当該営利企業若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であって自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。</p> <p>6 (略)</p> <p><u>7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、第二項、第四項又は第五項の規定による要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしないようにしてはならない。</u></p> <p>8 職員は、第六項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、人事委員会規則で定めるところにより、人事委員会にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(任命権者に対する調査の要求等)</p> <p>第六条 人事委員会は、第三条第八項の規定による届出、第四条の規定による報告又はその他の事由により職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(任命権者への届出)</p> <p>第七条 第三条第四項に規定する職に就いている職員(以下「管理職職員」という。)又は第九条に定める勤続期間が二十年以上である職員であった者(退職手当通算離職者を除く。)は、離職後五年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うことになった場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、人事委員会規則で定めるところによ</p>	<p>(再就職者による依頼等の規制)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、府の執行機関の組織等の職員に対し、府と営利企業等(当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であって府においてその締結について自らが決定したもの又は府による当該営利企業若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であって自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、人事委員会規則で定めるところにより、人事委員会にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(任命権者に対する調査の要求等)</p> <p>第六条 人事委員会は、第三条第七項の規定による届出、第四条の規定による報告又はその他の事由により職員又は職員であった者に規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(任命権者への届出)</p> <p>第七条 第三条第四項に規定する職に就いている職員(以下「管理職職員」という。)であった者(退職手当通算離職者を除く。)は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うことになった場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者に人事委員会規則で定め</p>

り、速やかに、離職時の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(公表)

第八条 (略)

2 知事は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、前条に規定する職員であった者のうち人事委員会規則で定めるものについて、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

(職員の勤続期間)

第九条 大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第三十二条第一項の条例で定める勤続期間は、府に採用された日から離職した日までの期間(退職手当通算予定職員(第三条第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。))として退職手当通算法人の地位に就いていた期間を含む。)とする。

(出資法人等への再就職の禁止の適用除外)

第十条 大阪府職員基本条例第三十二条第三項第二号の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二 (略)

二 (略)

(他の職員についての依頼等の規制)

第十一条 大阪府職員基本条例第三十三条の条例で定める行為は、職員が、営利企業等に対し、他の職員をその離職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的とする次の行為とする。

一・二 (略)

2 大阪府職員基本条例第三十三条ただし書に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二一四 (略)

(罰則)

第十三条 (略)

一—三 (略)

四 第三条第七項の規定に違反した者

る事項を届け出なければならない。

(公表)

第八条 (略)

2 知事は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

(職員の勤続期間)

第九条 職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第三十二条第一項の条例で定める勤続期間は、府に採用された日から離職した日までの期間(退職手当通算予定職員(第三条第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。))として退職手当通算法人(同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の地位に就いていた期間を含む。)とする。

(出資法人等への再就職の禁止の適用除外)

第十条 職員基本条例第三十二条第二項第三号の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)その他の法令の定める職業の安定に関する事務による場合

三 (略)

三 職員基本条例第三十二条第一号各号に規定する法人が行う公募による場合

四 (略)

(他の職員についての依頼等の規制)

第十一条 職員基本条例第三十三条の条例で定める行為は、職員が、営利企業等に対し、他の職員をその離職後に、又は職員であった者を、当該営利企業等又はその子法人(第三条第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的とする次の行為とする。

一・二 (略)

2 職員基本条例第三十三条ただし書に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 職員基本条例第三十二条第二項第二号の規定により出資法人等の役員等の地位に知事が推薦する事務として行う場合

三一五 (略)

(罰則)

第十三条 (略)

一—三 (略)

四 前三号に掲げる再就職者から要求又は依頼を受けた職員であって、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかった者

(職員基本条例の一部改正)

第二条 職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>大阪府職員基本条例</u></p> <p>目次 前文 第一章—第九章（略） 第十章 退職管理（<u>第三十一条—第四十一条</u>） 第十一章 人事監察委員会（<u>第四十二条—第四十七条</u>） 第十二章 雑則（<u>第四十八条・第四十九条</u>） 附則</p> <p>（降任又は免職） 第二十五条（略） 2（略） 3 任命権者は、第一項の処分をする場合においては、<u>第四十二条</u>に規定する大阪府人事監察委員会（以下この章及び第十章において「人事監察委員会」という。）の意見を聴かなければならない。 4（略）</p> <p>（懲戒） 第二十六条 任命権者は、職員が上司の職務上の命令に従わない場合その他の法第二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、<u>同条</u>の規定により、戒告、減給、停職又は免職の処分（以下「懲戒処分」という。）を適正に行うものとする。この場合においては、当該職員のした行為のほか、その職責、他の職員又は社会に与える影響等を総合的に考慮するものとする。 2—4（略）</p> <p>（出資法人等への再就職の禁止） 第三十二条 <u>管理職の職員若しくは職員であった者又は別に条例で定める勤続期間が二十年以上である職員若しくは職員であった者（以下この条において「管理職職員等」という。）は、離職後、次に掲げる法人に就職することができない。</u> 一—四（略） 2 前項に規定するもののほか、<u>離職前五年間に営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）又は営利企業以外の法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下同じ。）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>職員基本条例</u></p> <p>目次 前文 第一章—第九章（略） 第十章 退職管理（第三十一条—<u>第三十九条</u>） 第十一章 人事監察委員会（<u>第四十条—第四十五条</u>） 第十二章 雑則（<u>第四十六条・第四十七条</u>） 附則</p> <p>（降任又は免職） 第二十五条（略） 2（略） 3 任命権者は、第一項の処分をする場合においては、<u>第四十条第一項</u>に規定する大阪府人事監察委員会（以下この章及び第十章において「人事監察委員会」という。）の意見を聴かなければならない。 4（略）</p> <p>（懲戒） 第二十六条 任命権者は、職員が上司の職務上の命令に従わない場合その他の法第二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、<u>同項</u>の規定により、戒告、減給、停職又は免職の処分（以下「懲戒処分」という。）を適正に行うものとする。この場合においては、当該職員のした行為のほか、その職責、他の職員又は社会に与える影響等を総合的に考慮するものとする。 2—4（略）</p> <p>（出資法人等への再就職の禁止） 第三十二条 別に条例で定める勤続期間が二十年以上である職員又は職員であった者は、離職後、次に掲げる法人に就職することができない。 一—四（略）</p>

に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務に職務（営利企業又は営利企業以外の法人の役員以外の地位に就こうとする場合にあっては、裁量の余地が少ない職務で知事が定めるものを除く。）として携わった管理職職員等は、離職後二年間、当該職務に係る営利企業又は営利企業以外の法人に就職することができない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 知事が、人事監察委員会の意見を聴き、管理職職員等が就職することにより職員の離職後の再就職等の適正な管理に支障が生じないと認めて承認する場合

二 （略）

4 前項第一号の規定による承認を受けようとする管理職職員等は、知事が定めるところにより、知事に申請しなければならない。

5 管理職職員等は、第一項第一号から第三号までに掲げる法人への就職に当たっては、人材バンク制度（営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関及び他の地方公共団体を含む。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）を利用しなければならない。

（職員による再就職のあっせんの禁止）

第三十三条 職員は、他の職員又は職員であった者を、府その他公共団体以外のものに就職させるための情報の提供その他の別に条例で定める行為をしてはならない。ただし、別に条例で定める場合は、この限りでない。

（違反行為に係る任命権者の報告等）

第三十四条 （略）

2 （略）

3 職員及び職員であった者は、前項の調査が適切に行われるよう協力しなければならない。

4 人事監察委員会は、任命権者が行う第二項の

2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用しない。

一 人材バンク制度（営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下この号において同じ。）又は営利企業以外の法人その他の団体（国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を含む。以下この号において同じ。）からの職員に対する求人に係る情報及び職員からの営利企業又は営利企業以外の法人その他の団体に対する求職に係る情報をそれぞれに提供することにより、再就職を支援する仕組みをいう。）による場合

二 出資法人等の役員等の地位であって規則で定めるものに職員又は職員であった者を知事が推薦する場合

三 （略）

四 前三号に掲げるもののほか、知事が人事監察委員会の意見を聴いて承認した場合

（職員による再就職のあっせんの禁止）

第三十三条 職員は、他の職員又は職員であった者を、府その他公共団体以外のものに就職させるための情報の提供その他の別に条例で定める行為をしてはならない。ただし、前条第二項各号に規定する場合その他の別に条例で定める場合は、この限りでない。

（違反行為に係る任命権者の報告等）

第三十四条 （略）

2 （略）

3 人事監察委員会は、任命権者が行う前項の調

調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

5 (略)

(人事監察委員会への通報)

第三十五条 何人も、職員又は職員であった者が違反行為をし、又はした疑いがある旨を人事監察委員会に通報することができる。

(任命権者に対する調査の要求)

第三十六条 人事監察委員会は、第三十四条第一項の規定による報告又は前条の規定による通報を受けた場合その他職員又は職員であった者が違反行為をした疑いがあると認めるときは、任命権者に対し、調査を行うよう求めることができる。

2 第三十四条第三項から第五項までの規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

3 任命権者は、第一項の規定による求めがあったときは、速やかに調査を行うものとする。

(人事監察委員会による調査)

第三十七条 人事監察委員会は、第三十四条第一項の規定による報告又は第三十五条の規定による通報を受けた場合その他職員又は職員であった者が違反行為をした疑いがあると認める場合であって、特に必要があると認めるときは、当該職員若しくは職員であった者、任命権者又は第三十二条第一項各号に掲げる法人若しくは同条第二項に規定する職務に係る営利企業若しくは営利企業以外の法人に対し、口頭若しくは文書で質問し、又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

2・3 (略)

4 知事は、任命権者が正当な理由なく第一項の調査に協力しないときは、人事監察委員会の申出に基づき、その旨を公表するものとする。

5 (略)

(違反行為の公表)

第三十八条 任命権者は、第三十四条第二項又は第三十六条第三項の調査の結果、違反行為があると認めるときは、行政上特別の支障があるときを除き、違反行為をした者の氏名及び違反行為に係る法人の名称を公表するものとする。

2 任命権者は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該調査の結果に反する事実がないと認めるときは、行政上特別の支障があるときを除き、違反行為をした者の氏名及び違反行為に係る法人の名称を公表するものとする。

(人事監察委員会の意見)

第三十九条 人事監察委員会は、第三十四条第二項、第三十六条第三項又は第三十七条第一項の調査の結果、違反行為があると認める場合には、知事に対し、職員であった者を採用した法

査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

4 (略)

(任命権者に対する調査の要求)

第三十五条 人事監察委員会は、前条第一項の規定により報告を受けた場合その他職員又は職員であった者が違反行為をした疑いがあると認めるときは、任命権者に対し、調査を行うよう求めることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

3 任命権者は、第一項の要求があったときは、速やかに調査を行うものとする。

(人事監察委員会による調査)

第三十六条 人事監察委員会は、第三十四条第一項の規定により報告を受けた場合その他職員又は職員であった者が違反行為をした疑いがあると認める場合であって、特に必要があると認めるときは、当該職員若しくは職員であった者、任命権者又は第三十二条第一項各号に掲げる法人その他の法人に対し、口頭若しくは文書で質問し、又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

2・3 (略)

4 (略)

(違反行為の公表)

第三十七条 任命権者は、第三十四条又は第三十五条の調査の結果、違反行為があると認めるときは、行政上特別の支障があるときを除き、違反行為をした者の氏名及び違反行為に係る法人の名称を公表するものとする。

2 任命権者は、前条第四項の規定による通知を受けた場合において、当該調査の結果に反する事実がないと認めるときは、行政上特別の支障があるときを除き、違反行為をした者の氏名及び違反行為に係る法人の名称を公表するものとする。

(人事監察委員会の意見)

第三十八条 人事監察委員会は、第三十四条から第三十六条までの調査の結果、違反行為があると認める場合には、知事に対し、職員であった者を採用した法人に対する府の補助、貸付その

人に対する府の補助、貸付けその他の財政上の措置の全部又は一部の廃止その他適切な措置を講ずるよう意見を述べることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第四十条 何人も、第三十五条の規定による通報をしたこと又は第三十四条第二項、第三十六条第三項若しくは第三十七条第一項の調査に協力したことを理由として、第三十五条の規定による通報をした者又は第三十四条第二項、第三十六条第三項若しくは第三十七条第一項の調査に協力した者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

2 前項の不利益な取扱いのうち任命権者、職員又は職員であった者によるものに対する措置その他必要な事項は、規則で定める。

第四十一条 (略)

(設置)

第四十二条 (略)

第四十三条—第四十七条 (略)

(適用除外)

第四十八条 (略)

2 第二十一条から第二十四条まで、第二十八条、第二十九条及び第三十一条から第四十一条までの規定は、府費負担教職員には適用しない。

3 第二条第二項、第三条、第六条から第十条まで、第十八条第二項、第十九条、第二十五条第三項、第二十六条第三項、第二十七条及び第四十二条から第四十七条までの規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。

4 (略)

第四十九条 (略)

他の財政上の措置の全部又は一部の廃止その他適切な措置を講ずるよう意見を述べることができる。

第三十九条 (略)

(設置等)

第四十条 (略)

2 人事監察委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 第二十五条第三項及び第二十六条第三項の規定により、任命権者に意見を述べること。

二 第三十二条第二項第四号、第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の規定により、任命権者に調査を要求し、自ら調査し、又は知事に意見を述べること。

3 人事監察委員会は、公正に職務を執行しなければならない。

第四十一条—第四十五条 (略)

(適用除外)

第四十六条 (略)

2 第二十一条から第二十四条まで、第二十八条、第二十九条及び第三十一条から第三十九条までの規定は、府費負担教職員には適用しない。

3 第二条第二項、第三条、第六条から第十条まで、第十八条第二項、第十九条、第二十五条第三項、第二十六条第三項、第二十七条及び第四十条から第四十五条までの規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町又は能勢町が設置する学校の府費負担教職員には適用しない。

4 (略)

第四十七条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(任命権者への届出に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に離職した第一条の規定による改正後の職員の退職管理に関する条例（以下「新退職管理条例」という。）第七条に規定する管理職職員であった者に対する同条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に離職した新退職管理条例第七条に規定する勤続期間が二十年以上である職員であった者（同条に規定する管理職職員であった者を除く。）については、同条の規定は、適用しない。
(出資法人等への再就職の禁止に関する経過措置)
- 4 施行日前に第二条の規定による改正前の職員基本条例第三十二条第二項各号に掲げる場合に該当する場合における第二条の規定による改正後の大阪府職員基本条例（以下「新職員基本条例」という。）第三十二条第一項に規定する勤続期間が二十年以上である職員又は職員であった者（以下「長期勤続職員等」という。）の施行日以後の新職員基本条例第三十二条第一項各号に掲げる法人への就職については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に新職員基本条例第三十二条第二項に規定する営利企業又は営利企業以外の法人との間で労働契約が成立している長期勤続職員等については、同項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に新職員基本条例第三十二条第一項各号に掲げる法人又は同条第二項に規定する営利企業若しくは営利企業以外の法人との間で労働契約が成立している管理職の職員又は職員であった者（長期勤続職員等を除く。）については、同条の規定は、適用しない。
(知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例の一部改正)
- 7 知事等の給料、報酬、期末手当等の特例に関する条例（平成二十三年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(大阪府人事監察委員会の委員の報酬の特例) 第四十七条 大阪府人事監察委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、 <u>大阪府職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）第四十五条第一項</u> の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。	(大阪府人事監察委員会の委員の報酬の特例) 第四十七条 大阪府人事監察委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、 <u>職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）第四十三条第一項</u> の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

8 職員の分限に関する条例(昭和三十六年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(降任又は免職の事由)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 人事評価(大阪府職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第十四条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)が継続して任命権者が定める基準を下回る場合であって、研修その他必要な措置を実施しても勤務実績の改善がない場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(降任、免職又は休職の手続)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、<u>大阪府職員基本条例</u>第二十五条第三項の規定により大阪府人事監察委員会(同条例第四十二条に規定する大阪府人事監察委員会をいう。)の意見を聴いて、法第二十八条第一項の規定による降任又は免職の処分をするか否か及び処分の内容を決定するものとする。</p> <p>4—6 (略)</p>	<p>(降任又は免職の事由)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 人事評価(職員基本条例(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第十四条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)が継続して任命権者が定める基準を下回る場合であって、研修その他必要な措置を実施しても勤務実績の改善がない場合</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(降任、免職又は休職の手続)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、<u>職員基本条例</u>第二十五条第三項の規定により大阪府人事監察委員会(同条例<u>第四十条第一項</u>に規定する大阪府人事監察委員会をいう。)の意見を聴いて、法第二十八条第一項の規定による降任又は免職の処分をするか否か及び処分の内容を決定するものとする。</p> <p>4—6 (略)</p>

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

9 職員の懲戒に関する条例(昭和三十六年大阪府条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>大阪府職員基本条例</u>(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第二十六条第三項の規定により大阪府人事監察委員会(同条例<u>第四十二条</u>に規定する大阪府人事監察委員会をいう。)の意見を聴いて、懲戒処分をするか否か及びいずれの懲戒処分を選択するかを決定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 任命権者は、<u>職員基本条例</u>(平成二十四年大阪府条例第八十六号)第二十六条第三項の規定により大阪府人事監察委員会(同条例<u>第四十条第一項</u>に規定する大阪府人事監察委員会をいう。)の意見を聴いて、懲戒処分をするか否か及びいずれの懲戒処分を選択するかを決定するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

(大阪府立学校条例の一部改正)

10 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(校長の任用及び勤務成績の評定) 第十七条 委員会は、校長の任用及び勤務成績の評定（大阪府職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）第十四条第一項に規定する人事評価を含む。以下同じ。）に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。	(校長の任用及び勤務成績の評定) 第十七条 委員会は、校長の任用及び勤務成績の評定（職員基本条例（平成二十四年大阪府条例第八十六号）第十四条第一項に規定する人事評価を含む。以下同じ。）に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。

(府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

11 府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年大阪府条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(大阪府職員基本条例の適用等) 第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条及び第四十三条第三項の規定により、市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「府費負担教職員」という。）の分限及び懲戒に関し府の条例で定めることとされている事項については、 <u>大阪府職員基本条例</u> （平成二十四年大阪府条例第八十六号）第八章に定めるもののほか、府立学校の職員の例による。	(職員基本条例の適用等) 第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十二条及び第四十三条第三項の規定により、市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「府費負担教職員」という。）の分限及び懲戒に関し府の条例で定めることとされている事項については、 <u>職員基本条例</u> （平成二十四年大阪府条例第八十六号）第八章に定めるもののほか、府立学校の職員の例による。

大阪府立学校条例の改正（概要）

教育委員会事務局教育振興室支援教育課

■改正の理由

- ・平成21年1月策定の『大阪の教育力』向上プラン』及び平成21年3月策定の「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、大阪府立泉南支援学校及び大阪府立すながわ高等支援学校を設置するため、所要の改正を行う。
- ・大阪府立泉南支援学校の開校に伴い、大阪府立佐野支援学校砂川校を閉校するため、所要の改正を行う。

■改正の内容

- ・大阪府立泉南支援学校、大阪府立すながわ高等支援学校の新設に伴う改正（別表第2関係）
 - (1) 大阪府立泉南支援学校、大阪府立すながわ高等支援学校の項を追加する。
 - (2) 大阪府立佐野支援学校砂川校の項を削除する。

■施行期日

- (1)については、平成26年1月1日
(理由) 新校開校準備及び入学者選抜、入学者決定検査等の業務を行うため、平成26年1月1日付けで、管理職、教員を配置する必要があるため。
- (2)については、平成26年4月1日
(理由) 平成26年3月31日をもって大阪府立佐野支援学校砂川校を閉校するため。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和32年教育委員会規則第4号）の一部改正
- ・大阪府基金条例に基づく府の機関の指定（昭和55年大阪府告示第525号）の一部改正
- ・予算執行機関の指定（昭和63年大阪府告示第471号）の一部改正

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第四条関係）				別表第一（第四条関係）			
名	称	位	置	名	称	位	置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大阪府立撰津支援学校	(略)	(略)
(略)	大阪府立泉南支援学校	(略)	泉南市信達牧野	(略)	大阪府立とりかい高等支援学校	(略)	(略)
(略)	大阪府立すながわ高等支援学校	(略)	泉南市信達牧野	(略)	(略)	(略)	(略)

第二条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第二（第四条関係）				別表第二（第四条関係）			
名	称	位	置	名	称	位	置
(略)	大阪府立佐野支援学校	(略)	(略)	(略)	大阪府立佐野支援学校	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	大阪府立佐野支援学校砂川校	(略)	泉南市信達牧野

附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。